

岩手県告示第97号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営吉浜地区（吉浜工区）土地改良事業（大船渡市）に係る換地処分をした。

平成30年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也